

対象経費【ふれあい・いきいきサロン介護予防等活動支援助成金】

(別表)

費 目		備 考
報償費	講師謝金等	介護予防を目的としたサロンへの講師・専門家・出演者等への謝金。
旅 費		介護予防を目的としたサロンへ講師・専門家等を招いた際の交通費、宿泊費等に要する経費。
需用費	消耗品費	消耗品、書籍の購入、研修会に係る参加費等（テキスト代）
	燃料費	ガソリン、灯油、プロパンガス等
	印刷製本費	写真の現像焼き増し・チラシ・ポスターの作成や印刷等
	光熱水費	電気料・水道料等
役務費	通信運搬費	郵券料等
	手数料	支払い振込手数料等
	保険料	参加者及びボランティアへの傷害保険料等
委託料		外部の専門家等への業務を委託する経費。ただし、事業の全てを委託することは不可。
利用料及び賃借料		会場使用料・車借り上げ料・介護予防を目的とした機器類のレンタル料等（年間10万円以内）
備品購入費		サロン活動のための器具、機材等の購入費。

※注意事項

- ・本助成金は介護保険財源による介護予防事業のものです。食糧費等に活用することはできません。
- ・実施要項第3条により、助成金の交付対象は地域自主組織です。本助成金を各サロンへ更に助成（2次助成）することはできません。
- ・本助成金を年度繰越することはできません。不用額（剰余金）が生じた場合は清算・返戻の手続きが必要となります。ただし、各地域自主組織からの自己資金（住民による会費等）部分についての繰越まで制限するものではありません。